

補助金概要

- 1.趣 旨：地域活動時に、新型コロナウイルス感染症対策のために要する経費や、コロナ禍において、顕在化された課題や新たな課題解決に取り組む活動に要する経費を助成する補助金です。
- 2.対象団体：本市と連絡事務委託契約を締結している自治会
本市より認定を受けている校区まちづくり協議会・準備会
- 3.補助金額：補助率は対象経費の10分の10とし、自治会は10万円、校区まちづくり協議会・準備会は3万円を上限とします。但し、千円未満の端数は切り捨てとなります。
- 4.対象経費：趣旨にあった経費で、交付決定日から令和3年12月31日までの期間内に事業を実施及び代金を支払ったもの。但し、同じ経費を他法・他施策等の補助金・助成金と併用することが出来ません。
※経費の事例については裏面をご参照ください。
- 5.申請期限：令和3年7月30日（金）必着。 ※ 1団体につき、申請は1回まで。

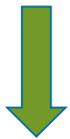
申請から交付まで

1.交付申請：

「交付申請書（第1号様式）」「購入物品等予算書」「事業内容確認表（予定表）」に必要な項目を記入・捺印し、下記の申請先へ提出。郵便での提出を推奨します。

※ 1万円を超える備品や設備新設及び修繕については、見積書の提出が必要です。

※ 補助金の事前交付（概算交付）を希望される団体は、下記までお問合せください。



本市から「交付決定通知書」を発行します。

（実績報告書及び請求に係る様式等を同封します）

※補助金の交付決定日以降に購入及び修繕を行い、支払った経費が対象。

2.運営又は事業実施：

運営や事業実施に必要な物品の購入又は設備の修繕等を行ってください。令和3年12月31日までに事業実施と支払いも完了してください

3.実績報告：

購入又は修繕等の完了後、30日以内（概算交付を受けた場合は7日以内）に「実績報告書（第6号様式）」に必要な事項を記入・捺印し、「支出報告書」「事業内容確認表（実績）」「領収書（写）」を添付し、下記の提出先へ提出してください。（郵送可能）



本市から「交付確定通知書」を発行します。

4.精算・請求：確定通知書が届いたら、速やかに「請求書」を提出してください。

提出&お問合せ

那覇市まちづくり協働推進課 電話098-861-3846
〒900-0004 那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ3階

ご不明な点は
随时お問い合わせください

那覇市 地域コミュニティ活動感染予防対策事業補助金

経費例 一覧

	対象となる経費	対象とならない経費
共通	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や校区まち協の運営、又は実施する地域コミュニティづくりを推進する事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、コロナ禍において顕在化した課題や新たな課題を解決する事業に要する経費 交付決定日から令和3年12月31日までに事業を実施し、かつ支払いを完了した経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策に要さないもの 領収書（宛名・日付・金額・明細等）が不備なもの 交付決定日以前や令和4年1月1日以降に事業を実施したもの、又は支払いが完了したもの
消耗品購入	<ul style="list-style-type: none"> 運営や事業イベント等へ参加者への感染対策のために必要な消耗品 (例) マスク、手指消毒液、非接触型体温計、手袋、ペーパータオル、フェイスシールド、アクリル板等 感染予防啓発用チラシ等 (例) 再生紙等 	<ul style="list-style-type: none"> 購入したものを単に配付する目的の物 必要量以上の過度の数量
備品購入	<ul style="list-style-type: none"> 運営や事業イベント等の実施場所において感染症対策のために必要な備品 ※保管先は各団体で確保してください。 (例) 扇風機、サーキュレーター、空気清浄機付きエアコン、TV会議用パソコン、周辺機器等 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や校区まち協において、運営にかかわらないもの 事業を行わず、単に備品を購入したもの
設備新設及び修繕	<ul style="list-style-type: none"> 自治会が所有している施設（所有しない施設であっても、所有者から承諾を得ている施設）における感染症対策のために必要な設備新設及び修繕 (例) 網戸、換気扇等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に関わらない設備新設及び修繕の経費 (例) 雨漏り修繕等 校区まち協、自治会長宅を事務所としている自治会 5年以内に解体が確定している施設
施設利用料	<ul style="list-style-type: none"> 3密回避のための会議室利用料 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策用の収容人数を超える会議室の利用 自治会や校区まち協の趣旨目的に合致しない活動での利用
通信費	<ul style="list-style-type: none"> コロナ感染対策の情報紙誌等の郵送代 (例) 切手代 	<ul style="list-style-type: none"> 通信料、SNS開設料等
その他	対象経費に含まれるか不明な場合は、事前に、まちづくり協働推進課へお問い合わせください	

提出&お問合せ

那覇市まちづくり協働推進課 電話098-861-3846
〒900-0004 那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ3階

上記にない経費についても
随时お問い合わせください